

「参議院人事行政監視院」のポイント

- ・人事行政監視院は、国権の最高機関である国会が行政を恒常的に監視する活動に資するため、不正不当行為及び国損の防止並びに公務員の規律の保持に関し、各行政機関等の業務の実施状況等の調査（以下「行政監視調査」という。）を行う機関として、参議院に置く。
- ・人事行政監視院は、議院の命を受けて、行政監視調査を行うとともに、各行政機関等の業務に関する苦情及び公益通報の受理を行う。
- ・人事行政監視院は、行政監視調査を行うため必要な範囲において、各行政機関等の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査することができる。（※）
- ・人事行政監視院は、毎年、議院に対し、業務の状況を報告するとともに、報告を公表しなければならない。
- ・人事行政監視院長は、人格が高潔で行政の民主的かつ能率的な運営に関し優れた識見を有する者の中から、参議院議長が参議院の承認を得て任命する。
- ・人事行政監視院長は、常に主権者国民に対して法を誠実に執行するとの観点から、中立公正な立場で独立して職権を行う。
- ・人事行政監視院は、職務の中立公正を確保するため、公共の利益の実現に熱意のある者を独自に採用し、専門の知識を有する職員を育成するとともに、定年制の実施を徹底し、関係法人等への職員の再就職を認めない人事制度を確立しなければならない。

（※）国家公務員法第17条の人事院の調査権限を移管、対象範囲を拡大して規定する。

（人事院の調査）

第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。

- 2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。
- 3 人事院は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。